

外国人の方が退職し出国される場合は、 市・県民税の納税と納税管理人の届出にご協力ください

平素より当市税務行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在当市では、外国人従業員の方の市・県民税について、出国後に未納額が残ることのないよう取り組みを始めております。その一環として、外国人従業員の方を雇用されている事業主の皆様に、以下の内容についてご協力を賜りたくお願い申し上げます。

1 出国される方が**特別徴収**の場合

毎年5月にお送りする税額決定通知書に同封の「特別徴収のしおり」にある「給与所得者異動届出書」により退職の届出をしてください。また、出国後の市・県民税の納税が困難となるため、出国される1か月前までに、次のとおりご協力をお願いします。

退職・出国時期	ご協力いただきたい内容
1月から5月までの間	<p>今年度の税額：未徴収税額を最終の給与から一括徴収してください。</p> <p>新年度の税額：1月1日に住民票が諏訪市にある方は、出国されても新年度の市・県民税が課税されます。納税管理人の届出にご協力ください（※）。また、出国される前に諏訪市役所1階8番窓口へお越し頂くよう案内をお願いします。</p> <p>（※）事業所様が納税管理人となっていたいただくこともできます。新年度の税額（概算）を事前にお知らせしますので、出国前に税額をご本人様から預かっていただき、6月中旬にお送りする納付書で納付をお願いします。</p>
6月から12月までの間	<p>今年度の税額：未徴収税額を最終の給与から一括徴収してください。</p> <p>一括徴収できない場合は、納税管理人の届出にご協力ください。</p> <p>新年度の税額：12月末までに出国された場合は、新年度の市・県民税は課税されません。</p>

2 出国される方が**普通徴収**の場合

納税管理人の届出にご協力ください。

特に1月から6月までの間に出国される場合は、新年度の納税通知書をご本人様にお送りすることができないため、国内のご連絡先である納税管理人を指定する必要があります。

納税管理人とは、納税義務者（従業員ご本人様）から納税に関する手続（書類の受け取り、納税、還付金の受領など）を委任された方をいい、国内に居住されている個人の方のほか、事業所等の法人を指定することもできます。別紙「納税管理人申告(承認申請)書」により届出ができます。

■お問い合わせ先■

〒392-8511 長野県諏訪市高島一丁目 22番 30号

諏訪市役所 税務課 市民税係 電話：0266-52-4141（内線 131・132・133）